

日程第15、議案第68号 平成20年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの15件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔総務・文教常任委員長。

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成20年第3回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第55号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度に供用を開始する（仮称）置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）について、その設置及び管理運営に関する事務を置賜広域行政事務組合が共同処理する事務に新たに加えるほか、置賜広域行政事務組合理事長の職務代理者について規定の整備を図るため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、余熱利用施設の管理運営の事務を置広が行うことについて、平成14年の理事会で確認済みとのことだが、3市5町の構成自治体すべて同じ認識かとの質疑がなされ、企画調整課長からは、余熱利用施設の維持管理の負担割合については、施設の建設費、総事業費、維持管理費をセットで協議してきた

もので、複数の理事から「既に決定したこと」との意見が出されているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、新聞記事によると、負担割合をめぐるっては、理事長である米沢市長と理事である高畠町長の見解が違っており、高畠町の住民団体との信頼もなっていない。また、市民からは、「なぜ最初から赤字になるような施設をつくるのか」との意見がある。理事長は「赤字ゼロを目指す」と言っているが、具体案はあるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、余熱利用施設は、昭和47年からの要望を3市5町で決定してきたものであり、今の採算ベースでは赤字だが、今後の運営の中で利用拡大を図り、採算のはかれる施設にしていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市も少なくない負担をするわけで、これまでどういう経過があったのかを市民にわかりやすく伝える努力をしていく必要があるのではないかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、経過等について広報でお知らせしていきたいとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、監査委員事務局長から同法第3条及び第22条の規定による健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付されることとなるとの説明を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

+

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 長井市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市立図書館の利用拡大と普及啓蒙に資するため、指定管理者制度を導入するに当たり、関係規定の整備をすべく提案されたものであります。

審査に際し、図書館長から、市立図書館運営の現状分析などの資料提出があり、委託会社の職員に直接指揮命令ができないなどのデメリットや、サービスの質が向上し、貸出数が増加するなどのメリットがあったこと、最近の社会教育行政をめぐる動きとしての指定管理者制度について及び予定している指定管理業務の範囲について説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、市立図書館に指定管理者制度を導入する理由として、指揮命令の問題を挙げているが、平成18年に一部業務委託する際に、教育長は「職業安定法に抵触するおそれがあると認識しているが、山形労働局職業安定課の指導に従い対応をすることで、関連法令に抵触することなく円滑な図書館運営をすることが可能で問題はない」と答えているにもかかわらず、2年たって問題だということはどう理解してよいのかとの質疑がなされ、教育長からは、その都度指揮命令できないのでは適時性に欠ける。また、一部業務委託からかけ離れた業務委託になっているのではないかという検討をしたところであるとの答弁を受け、図書館長からは、改善できるものはすぐ改善し、お客様に快く利用していただくには、館長と職員は一体の組織で運営した方がより円滑な図書館サービスができると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、当時も指定管理者の選択もあり得たが、「一部業務委託で問題点を解消できる」と言っていた。今度は指定管理者と行

革関係で方向が出たからそれに沿ってとしか映らない。市の方針に左右されず、教育委員会として市の図書館をどうするのか、そのためには何をするのが一番よいのか、議論を積み上げていく必要があるのではないかと質疑がなされ、教育長からは、一部業務委託をしてきて、いろいろな問題が実質的に出てきている。直営に戻すことは今の状況では考えられず、住民サービス向上または行革メリット、公立図書館としての機能が失われないような運営の方法など、いろいろ教育委員会で検討してきて、指定管理者制度を導入するという今回の提案であり、指定管理者ありきではないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、図書館には蔵書などのほかに市の関連する資料もある。行政と指定管理を受けた業者との関係はどうなるのか。行政として資料を活用したいときは、直接図書館に行って行政は自由に見たりできるのかとの質疑がなされ、教育長からは、図書館の蔵書、資料は基本的に公開であり、指定管理者になっても変わらないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ほとんどの教育施設を一部業務委託しており、指揮命令権の問題等が本当に問題であるとするれば、すべて指定管理者にという方向に持っていかなければならなくなるのではないかと質疑がなされ、教育長からは、全面的に検討していかなければならないと思っ

ているとの答弁を受けたところであります。また、委員からは、図書館の経費について、定時補助職員中心の平成17年度はどのくらいで、業務委託になった18年度はどのくらいだったのかとの質疑がなされ、図書館長からは、平成17年度の経費は決算で1,898万7,355円、うち定補6人の賃金が799万4,000円、社会保険料が93万7,548円である。18年度は2,057万7,647円で、うち1,062万3,900円が一部業務委託料であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、職員の待遇は指定管理者になれば変わるのかとの質疑がなされ、図書館長からは、指定管理者選定のポイントとして、職員待遇のウエートは大きく、よりよい待遇になるようにしたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、図書館は料金を取ることができず、受け手側にメリットがない。職員の待遇をよくしていい職員を採用しようとすれば、指定管理料が上がり、逆に経費がかさむということにならないのかとの質疑がなされ、教育長からは、プロポーザルをする場合には、職員の数や給与、事務手数料を積算して大体の上限を決めて選定することになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、多くの民間業者、団体が応募してくればサービス向上が期待されるが、司書資格が必要となるなど図書館の運営というのはだれでもできるわけではなく、また、使用料が取れないということで、民間企業では限度があるのではないか。現段階で公募してどの程度の応募を見込んでいるのかとの質疑がなされ、図書館長からは、県内に本店を置く事業者に限定するが、たくさんの方が応募することを期待しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、移動図書館車の安全対策はどう仕様書に記載するのかとの質疑がなされ、図書館長からは、安全には十分留意するよう記載したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、移動図書館を冬期間も実施するには幾ら経費がかかるのか試算しているのかとの質疑がなされ、図書館長からは、車両更新によりこれまでの予算でできると考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、さきの一般質問で市長から、「自立計画に載っているからせざるを得ない」、「教育委員会の考えに沿って、尊重してせざるを得ない」、「株式会社組織に図書館業

務を委託したのは悔やまれる」という発言があったが、同じ考えかとの質疑がなされ、教育長からは、今の業務内容を検討しながらよりサービス向上するためにはどうするか、長井市立図書館をどうしていくか検討した上で指定管理者を選択した。株式会社であろうと、よい提案であれば、選定委員会で話し合っていくことになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市では図書館業務を指定管理者制度に則って導入していく機運の醸成、長井市を取り巻く環境などについて熟成されていると理解しているのかとの質疑がなされ、教育長からは、指定管理者制度については、一般市民になじみのない制度で、「指定管理者って何」というのが一般的な認識である。どの程度応募があるのか見通しは立っていないが、応募した団体のプレゼンテーションと、こちらで考えている図書館の運営とつぎ合わせて検討していくことになる。委託する団体にも要望をすることが可能かと思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、1社の応募しかない場合、提案内容が合わないとなれば、その1社と契約をすることにはならないと考えてよいかとの質疑がなされ、図書館長からは、よりよい提案になるよう待つしかないと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、長井市自立計画にあるとおり、指定管理者の推進、アウトソーシングというのは、これからコンパクトな行政運営、持続可能な行政体を目指す長井市にとってなくてはならない重要な政策であり、図書館に指定管理者制度を適用することで、より市民が使いやすい施設となり、市民に愛される空間になることを期待し、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、市立図書館を一部業務委託した18年度以降2年間の状況を見れば、利用

+

拡大につながり、大いに評価されるが、指定管理者制度に基づく業務形態にしていくことを今の時期に判断することは難しいと感じる。指定管理者制度が持つ利点、公立図書館に導入するねらい、行政と指定管理者となった図書館との関係など整理をしなければならない課題が多く、教育委員会にはもう少し説明をする際の整理を図ってもらうことと、同時に我々も、図書館業務がこれまで築き上げてきたことを含めて、どうこれから発展をさせ、充実させていくかという観点で研究が必要であり、それぞれが整理・研究し合い、よりよい方向を模索する期間が必要であるので、継続審査とすべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度そのものの導入には反対ではなく、これからの行政体にとって指定管理者制度を大いに活用していくことによって新しい行政をつくっていくのは正しい考えだと思っている。図書館を始めとして教育委員会所管の施設を中心に検討を始めているが、その導入の大きな理由に、「集中改革プランに載っているから既定の路線だ」とか、指揮命令権の問題が挙げられているのは大きな間違いで、検討過程で、その施設に導入することにより真に住民サービスにつながり、行政の効率化あるいは管理経費の縮減になるということの検証を行い、本当に指定管理者を導入する真の目的が達成できることが示されなければならず、まだまだ議論が不十分であり、継続審査とすべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第55号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について及び日程第2、議案第56号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第55号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第56号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第58号 長井市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、議案第58号 長井市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、継続審査とするよう求める立場から、討論を行います。

このたびの条例案は、市立図書館に指定管理者制度を導入し、これまで行ってきた運営の一部を、館長業務を含め、全面的に民間事業者に管理を行わせようとするものであります。そこで、図書館の管理運営のあり方について、幾つかの視点から検討を試みたところであります。

その第1点は、図書館の設置目的についてであります。地方自治法は、公の施設の管理は直営を原則としており、例外として、指定管理者制度を適用する場合は、それぞれの公の施設の設置目的達成に限っているわけでありまして、これが達成されなければならないわけでありまして、これが達成されなければならないわけでありまして、しかし、審議の中では経費節減を重視している傾向にあり、図書館の設置目的に照らしてどうかということがもっと検討され、当局もこれに積極的にこたえなければならないのではないかと考えるのであります。

第2点は、図書館は教育機関として位置づけられているということでありまして。図書館は単なる物的施設ではなく、人的施設、つまり職員がいることが要件であり、管理者、つまり教育委員会の管理を受けつつ、図書館みずからの意思をもって事業を行うことを求めている。資料の選定がほかからの干渉を受けることなく、図書館が独自に方針、基準をもって行う根拠の一つはここにあると思うのであります。

第3点は、無料の原則であります。図書館は、図書館法第17条により、入館料、資料利用の対価徴収を禁じております。この無料の原則があるからこそ、住民の要求を踏まえたさまざまな豊かな図書館サービスの展開が実現されてきていると思うのであります。このことを踏まえた検討が重要であると思うのであります。

第4点は、民間には図書館運営のノウハウがないということでありまして。公共図書館は自治体が設置する公立図書館がほとんどであります。

民法法人や宗教法人、あるいは企業が社会貢献として行っている私立図書館はありますけれども、それらは少数であり、また、一般住民の資料要求にこたえるために設置されたものではないわけでありまして。したがって、図書館運営のノウハウは民間にはないと思うのであります。指定管理者を選定する際の基準として、管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることを総務省では挙げておりますが、そもそも図書館分野においては、実績を持つ団体、企業がないのであります。

第5点は、管理を代行させる業務の範囲についてであります。地方自治法では、これを条例で定めることとしております。このことによって、業務を全面的に指定管理者にゆだねるいわゆる丸投げだけでなく、例えば館長の業務以外を指定管理者に代行させることを企図している事例もできている。この点について、文部科学省は、指定管理者に管理を行わせる業務の範囲については、施設の目的や態様等を踏まえ、地域の実情に応じて公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点から設定し、条例において明確に定めることと指示しているのであります。

第6点は、管理代行期間の指定であります。指定管理者制度の導入に際しては、指定管理者に管理代行させる期間を定めることとなっております。条例案では3年としております。3年ないし5年間が多いと聞いておりますが、これは図書館にとってみますと、事業の安定性、継続性、発展性にとって問題となるものであります。図書館資料の構築は長い期間を前提として行われるものであり、将来の利用者のために収集し、保存していくこともあわせて考え、行われているものであります。指定期間の限定は、このことを難しくするものであります。

最後に、利用者、住民の図書館運営への参画についてであります。住民の図書館運営への参画を制度的に保障するものとして、図書館協議

+

会があります。図書館法上の位置づけでは、館長の諮問や意見具申の機関であり、さらに教育委員会の附属機関でもあり、任命は教育委員会が行うものであります。これが民間団体の館長の場合、そのような役割を果たすことは矛盾を来すことになるのではないかと思うのであります。

さらに、指定管理団体に雇用された職員の問題があります。図書館業務を担うにふさわしい職員の雇用形態、勤務条件の確保、労働法規の遵守は当然であります。また、指定期間後の雇用の継続保障の課題があります。期間が終了したからといって、それはその団体の問題であるというふうに割り切ることが適切でないことは当然であります。指定管理者制度は、自治体という公共団体が、いわば親会社として存在する仕組みであり、この雇用問題の検討も重要なこととなるのであります。

以上のような検討の視点から見ると、指定管理者制度を長井市立図書館に適用することについては、この制度は未成熟な仕組みと言わなければならず、議案第58号については継続審査とすべきであるというふうに考え、議員の皆様のご賛同を求めて、私の討論を終わるものであります。

（「休憩」の声あり）

○佐々木謙二議長 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時58分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

藤原民夫議員に確認いたします。ただいまの討論の中で「継続審査を求める」との発言がありましたが、通告では、議案第58号に反対との

通告を受けております。ただいまの討論は反対討論ととらえてよろしいですか。

12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 このたびの長井市立図書館の事業に指定管理者制度を導入するということについての問題の深さ、深刻さ、これを分析した結果、単に反対というふうなだけでは表現が単純過ぎるというふうに思いましたので、議会のルールを間違っただけで継続審査というふうな討論をしたことについては、間違いであるというふうに思い、反対討論というふうに差しかえていただきたいと思っております。

○佐々木謙二議長 了承いたしました。

それでは、通告による討論が終わりましたので、これより採決いたします。

議案第58号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 採決の方法は、委員会の報告の中では、継続審査という方に立った方が2人おられたようですね。本会議でこの議案に対して賛否を問う場合に、その意見があったわけですから、継続審査について先にとるというふうにするのが妥当ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（「休憩して議運」の声あり）

○佐々木謙二議長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時51分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開い

たします。

議会運営委員会での協議結果の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 大変お疲れさまでございます。ただいま議会運営委員会での協議をいたしましたので、ご報告をいたします。

蒲生吉夫議員から、「議案第58号について、継続審査とすることについてから採決すべきでないか」との発言がありました。付託された総務・文教常任委員会では、継続審査とすることについての採決も行われましたが、賛成少数で否決となり、賛成多数で原案可決との結論が出ております。したがって、本日は、本会議では原案についての可否を採決するものであります。

また、「継続審査とすることについてから採決すべき」との発言に対し、賛成者がおりませんでしたので、動議は成立していないことも確認をいたしました。

よって、議案第58号についての採決から再開をすることといたします。

○佐々木謙二議長 それでは、これより採決いたします。

議案第58号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第58号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成20年第3回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第57号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、戸籍法の改正に伴う引用条項の整合を図るべく、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、このたびの戸籍法の改正は「だれでも戸籍謄本等の交付請求ができる」という戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限するほか、虚偽の届け出を防止するために改正されたもので、特に本人確認については厳重にチェックを行っている状況である。本条例改正については、戸籍謄本等の交付請求ができる者として、戸籍法第10条第1項に規定する戸籍に記載されている者のほかに、同法第10条の2第1項から第5項もしくは同法第126条に規定されている者を加えるもので、同法第10条の2第

+